

会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号
並びに会社法施行規則第190条に定める書面
(株式交換に関する事後開示書類)

2021年8月1日
株式会社 I H I
明星電気株式会社

2021年8月1日

株式交換に係る事後開示事項

(会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号
並びに会社法施行規則第190条に定める書面)

東京都江東区豊洲三丁目1番1号
株式会社 I H I
代表取締役社長 井手 博

群馬県伊勢崎市長沼町2223番地
明星電気株式会社
代表取締役社長 池山 正隆

株式会社 I H I（以下「I H I」といいます。）及び明星電気株式会社（以下「明星電気」といいます。）は、2021年8月1日を効力発生日として、I H Iを株式交換完全親会社とし、明星電気を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2021年8月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

- (1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定により本株式交換の差止請求を行った明星電気の株主はありませんでした。

- (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

明星電気は、会社法第785条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2021年7月8日付で、明星電気の株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社であるI H Iの商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしました。

なお、会社法第785条第1項の規定により明星電気に対して株式買取請求を行った明星電気の株主はありませんでした。

- (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）及び第789条（債権者異議）の規定による
手続の経過

該当事項はありません。

- 3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による
手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

- (1) 会社法第796条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

I H I は、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）について同第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行ったため、同第796条の2の規定による本株式交換の差止請求に係る手続について、該当事項はありません。

- (2) 会社法第797条（株式買取請求）の規定による手続の経過

I H I は、会社法第797条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により、2021年6月25日付で、I H I の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である明星電気の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。

なお、I H I は、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について同第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行ったため、同第797条第1項の規定による株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

- (3) 会社法第799条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

- 4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会

社法施行規則第190条第4号)

本株式交換により I H I に移転した明星電気の株式の数は、普通株式6,499,400株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

- (1) I H I は、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について同第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行いました。

なお、会社法第796条第3項の規定により本株式交換に反対する旨を通知した I H I の株主は2名であり、その保有する I H I の普通株式の数は87,800株でした。当該株式数は会社法施行規則第197条に定める株式の数を下回ります。

- (2) 明星電気は、会社法第783条第1項の規定により、2021年6月23日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を受けております。

- (3) I H I は、本株式交換に際して、本株式交換により I H I が明星電気の発行済株式（但し、I H I が保有する明星電気の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における明星電気の株主（但し、後記(5)に記載の明星電気の自己株式が消却された後の株主をいい、I H I を除きます。）に対して、その保有する明星電気の普通株式1株につき I H I の普通株式0.42株の割合をもって、I H I の普通株式を割当交付いたしました。なお、I H I が割当交付した普通株式の数の合計は、2,729,748株です。

- (4) 本株式交換により、I H I の資本金、資本準備金及び利益準備金の額に変更はありません。

- (5) 明星電気は、2021年7月21日開催の取締役会の決議により、基準時において保有していた自己株式8,233株の全部を基準時において消却いたしました。

- (6) 明星電気の普通株式は、株式会社東京証券取引所市場第二部において、2021年7月29日付で上場廃止となりました。

以 上